

ワクチン開発・生産体制強化関係閣僚会議の開催について

〔令和 3 年 7 月 29 日〕
内閣総理大臣決裁

- 1 ワクチン開発・生産体制強化に係る諸課題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な対策を推進するため、ワクチン開発・生産体制強化関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房長官
副議長 健康・医療戦略を担当する国務大臣
厚生労働大臣

構成員 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の円滑な推進に関する事務の調整を担当する国務大臣
新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する事務を担当する国務大臣
外務大臣
文部科学大臣
経済産業大臣
防衛大臣
- 3 会議の庶務は、厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。